令和　　年　　月　　日

申請書様式

中部運輸局三重運輸支局長　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者名

連絡先　　　　　　（　　　　）

自家用自動車有償貸渡許可申請書

　自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第８０条第１項及び同法施行規則第５２条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

１．貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

住　　　　所

氏名又は名称

代表者名

２．貸渡人の事務所の名称及び所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の名称 | 所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

３．貸渡しの実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

４．貸渡しを必要とする理由

添付書類

　１．貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類

　２．会社登記簿謄本（個人にあっては住民票、新法人にあっては発起人名簿）

　３．宣誓書（欠格事項）【様式例１】

４．事務所別車種別配置車両数一覧表　【様式例２】

　５．貸渡しの実施計画　【様式例３】

〔レンタカー型カーシェアリング〕

上記１．～５．の他

　６．カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式

７．６.の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図

　８．７.の保管場所を管理する事務所の所在地

　９．ＩＴ等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法

　10．車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法

　11．会員規約又は契約書

　12．「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成７年６月１３日付け自旅第１３８号）２．（５）②に規定する場合のアイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画

　13．レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る確約書【様式例４】

　　 (レンタカー型カーシェアリング(ワンウェイ方式)を実施する場合に限る。)

【様式例１】

中部運輸局三重運輸支局長　殿

宣誓書

　①　1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。

　②　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過していない者。

　③　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から２年を経過していない者。

　④　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から２年を経過していない者。

　⑤　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。

　⑥　申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを確認致します。

　　　令和　　年　　月　　日

（法人又は個人）

住　　　　所

氏名又は名称

代表者名

（役員）

氏　　　　　名

【様式例２】

○　事務所別車種別配置車両数一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所名 | 所　　　在　　　地 | 配　置　車　両　数（台） | | | | | |
| 乗 用 | バ ス | トラック | 特 種 | 二 輪 | 合 計 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　計 | |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※下段は軽自動車を記載

※車両のうちレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式車両については、車両数を括弧書きとし内数とする。

【様式例３】

貸渡しの実施計画

1. 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画
   1. 事務所ごとに配置する責任者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 役　　職 | 氏　　名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

* 1. 従業員への指導・研修の計画等
     + 新規採用の従業員に対して、自動車運送事業類似行為防止を図るための道路運送法関係法令の研修を行うとともに、毎年1回責任者から全従業員に対して講習を行うこととする。
     + 自動車運送事業類似行為防止を図るための小冊子を作成し、全従業員に配布する。

1. 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法

貸渡しに関しては、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成１６年３月１６日付け国自旅第２３４号）の趣旨を徹底し、運転者に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努めることとする。

1. その他貸渡しの適正化を図るための計画
   1. 保険の加入状況・加入計画

貸渡しを行う車両の全てについて、次の任意保険(共済)に加入する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険内訳 | 補償金額 | 保険会社名 |
| 対人保険 | 万円 |  |
| 対物保険 | 万円  （免責額　　　　　　万円） |  |
| 搭乗者保険 | 万円 |  |

* 1. 整備管理者(整備責任者)の配置計画　等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 氏　　　名 | 資格の有無 |
|  |  | 有　・　無 |
|  |  | 有　・　無 |

【様式例４】

中部運輸局三重運輸支局長　殿

レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る

確約書

私（当社）は、レンタカー型カーシェアリングを乗り捨て（ワンウェイ）方式により行うにあたり、貸渡自動車の配置事務所を

　・自動車の保管場所の確保等に関する法律第２条第３号に定める「保管場所」として確保するとともに、

・道路運送車両法第７条第１項第５号に定める「使用の本拠の位置」とすることを確約します。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　 所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名又は名称

添付書類：貸渡約款、貸渡料金、会社登記簿謄本（法人）、住民票（個人）

申請書は２部（１部はコピーで可）作成して下さい。

記入例

【様式例１】

中部運輸局三重運輸支局長　殿

宣誓書

　①　1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。

　②　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取り消しを受け、取り消しの日から2年を経過していない者。

　③　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から２年を経過していない者。

　④　一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から２年を経過していない者。

　⑤　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。

　⑥　申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

　　　令和○○年○○月○○日

（法人又は個人）

住所　三重県津市○○町○番地

氏名又は名称　○○レンタカー株式会社

代表者名　三重　太郎

（役員）

氏　　　　　　名　　　　三重　太郎

令和○○年○○月○○日

中部運輸局三重運輸支局長　殿

住所　三重県津市○○町○番地

氏名又は名称　○○レンタカー株式会社

代表者名　三重　太郎

連絡先　０５９（×××）○○○○

自家用自動車有償貸渡許可申請書

自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第８０条第１項及び同法施行規則第５２条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

１．貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

住所　　三重県津市○○町○番地

氏名又は名称　　○○レンタカー株式会社

代表者名　　三重　太郎

２．貸渡人の事務所の名称及び所在地

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の名称 | 所　　　在　　　地 |
| 津営業所 | 三重県津市○○町○-○番地 |
| 松阪営業所 | 三重県松阪市○○町××丁目○番地 |
|  |  |

３．貸渡しの実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

４．貸渡しを必要とする理由

理由は自由に記載してください。

【様式例３】

貸渡しの実施計画

1. 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画
   1. 事務所ごとに配置する責任者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 役職 | 氏名 |
| 津営業所 | 営業所長 | 三重　花子 |
| 松阪営業所 | 営業所長 | 三重　太郎 |
|  |  |  |

* 1. 従業員への指導・研修の計画等
     + 新規採用の従業員に対して、自動車運送事業類似行為防止を図るための道路運送法関係法令の研修を行うとともに、毎年1回責任者から全従業員に対して講習を行うこととする。
     + 自動車運送事業類似行為防止を図るための小冊子を作成し、全従業員に配布する。

1. 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法

貸渡しに関しては、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成１６年３月１６日付け国自旅第２３４号）の趣旨を徹底し、運転者に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努めることとする。

1. その他貸渡しの適正化を図るための計画
   1. 保険の加入状況・加入計画

貸渡しを行う車両の全てについて、次の任意保険(共済)に加入する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険内訳 | 補償金額 | 保険会社名 |
| 対人保険 | 無制限　　　　万円 | ○○損害保険㈱ |
| 対物保険 | 無制限　　　　万円  （免責額　　５０　万円） | ○○損害保険㈱ |
| 搭乗者保険 | ５００　　　　万円 | ○○損害保険㈱ |

* 1. 整備管理者(整備責任者)の配置計画　等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 氏名 | 資格の有無 |
| 津営業所 | 三重　花子 | 有　・　無 |
| 松阪営業所 | 三重　太郎 | 有　・　無 |

【様式例２】

○事務所別車種別配置車両数一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務所名 | 所　在　地 | 配　置　車　両　数 | | | | | |
| 乗用 | バス | ﾄﾗｯｸ | 特種 | 二輪 | 合計 |
| 津営業所 | 三重県津市○○町○-○番地 | ２０ |  |  |  |  | ２０ |
| １ |  |  |  |  | １ |
| 松阪営業所 | 三重県松阪市○○町××丁目○番地 |  |  | ４ |  |  | ４ |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　　　計 | | ２０ |  | ４ |  |  | ２４ |
| １ |  |  |  |  | １ |

※下段は軽自動車を記載

※車両のうちレンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式車両については、車両数を括弧書きとし内数とする。

こちらは記載例です。会社ごとに記載内容を変更しても結構です。

こちらは記載例です。会社ごとに記載内容を変更しても結構です。

マイクロバスは新規許可時には申請できません。貸渡しをするためには、他車種で２年以上の貸渡し実績が必要です。

車両数はレンタカーを登録する予定車両数を記載してください。

（レンタカーの登録は許可にならないと登録できません）

補償金額は公示（審査基準）に定められた額以上を記載すること。

事務所（使用の本拠）ごと次の車両数を配置する場合、三重運輸支局整備保安担当に整備管理者の選任届出が必要になります。（道路運送車両法第５０条、同法施行規則第３１条の３）また、届出に併せ 「整備管理規程」 を制定する必要があります。届出が不要の場合でも日常点検等を行う整備責任者を選任してください。

・バス（乗車定員１１人以上の自動車）　　　　　　　 ：　１両以上

・トラック等　　　（車両総重量８ｔ以上、１０人以下）：　５両以上

・乗用車・トラック（車両総重量８ｔ未満、１０人以下）：１０両以上